

船舶事故調査報告書

令和2年9月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和2年2月16日 10時30分ごろ
発生場所	岡山県備前市片上港（片上港第5号灯浮標） 頭島港東防波堤灯台から真方位318° 1.3海里付近 （概位 北緯34° 42.9′ 東経134° 15.8′）
事故の概要	漁船寿福丸は、北西進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和2年4月2日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 寿福丸、8.5トン
船舶番号、船舶所有者等	OY2-571（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部外板に亀裂等 灯浮標 胴板及び支柱に擦過傷
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東、風速 約1.1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、養殖かきの取入れを終え、操縦席に腰を掛け、約17ノットの対地速力で、手動操舵により北西進中、眠気を感じたが、入港するまで眠気を我慢できると思い、同じ姿勢のまま操船を続けていたところ、居眠りに陥り、片上港第5号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）に向かって航行を続け、本件灯浮標に衝突した。
分析	本船は、北西進中、船長が居眠りに陥り、本件灯浮標に向かって航行を続けたことから、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。 船長は、眠気を感じた際、入港するまで眠気を我慢できると思い、操縦席に腰を掛けた姿勢のまま操船を続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、北西進中、船長が居眠りに陥り、本件灯浮標に向かって航行を続けたため、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、眠気を感じた際、身体を動かしたり、立って操船に当たるなど、居眠りを防止する措置をとること。